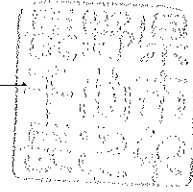


千曲市告示第93号

千曲市子ども計画策定委員会要綱を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修



千曲市子ども計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 千曲市附属機関設置条例（令和5年千曲市条例第20号）第2条及び別表2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により、千曲市子ども計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定及び推進に関し、必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 策定委員会には、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、次世代支援部こども未来課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行する。